

公布された規則のあらまし

○佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第31号）

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和7年佐賀県条例第26号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は、この規則の公布の日とすることとした。

○佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第32号）

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和8年佐賀県条例第23号。附則第1条各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は、令和8年4月1日とし、同条第4号に掲げる規定の施行期日は令和9年1月1日とすることとした。